

武蔵野市立南保育園、武蔵野市子ども協会立東保育園の整備方針

令和 3 年 6 月

子ども家庭部子ども育成課

「武蔵野市第六期長期計画」、「武蔵野市公共施設等総合管理計画」及び「第五次子どもプラン武蔵野」に基づき、武蔵野市立南保育園（以下「南保育園」という。）及び武蔵野市子ども協会立東保育園（以下「東保育園」という。）の整備について、以下のとおり方針を策定する。

なお、東保育園の整備については、武蔵野市子ども協会（以下「協会」という。）が市の出資団体であること、両保育園が吉祥寺地域にあり、建築時期が近く、ほぼ同時期に整備が必要となることから、一連の方針として検討する。

第 1 両保育園の現状と整備の必要性

1 現状

- ・ 南保育園は、昭和 43（1968）年に建築され、令和 10（2028）年に築後 60 年を迎える。
- ・ 東保育園は、昭和 45（1970）年に建築され、令和 12（2030）年に築後 60 年を迎える。
- ・ 両保育園は、50 年以上前に建築された施設であるので、ハード面での老朽化、ソフト面での使い勝手の悪さ等の機能的課題が生じている。

2 整備の必要性

- ・ 両保育園については、「武蔵野市公共施設等総合管理計画」に基づく類型別施設整備計画である「第五次子どもプラン武蔵野（令和 2 ～ 6 年度）」施策 2－6 において、保育需要の動向に留意するとともに、市立保育園のあり方検討の結果を踏まえて必要な改築、改修を行うこと、まずは築 50 年となる南保育園及び東保育園について整備計画を策定することとされている。
- ・ これまで行ってきた市立保育園のあり方検討において、市立保育園の重要性、必要性が再認識され、今後も現在の 4 園体制を維持するという結論に至ったので、南保育園については整備を行う。
- ・ 東保育園については、市立保育園のあり方検討において、協会立保育園には地域の保育施設の核となる市立保育園を補完する役割を担うことが求められており、今後も存続する必要があることから、整備を

行う。

	南 保 育 園	東 保 育 園
所在地	吉祥寺南町 3 - 6 - 15	吉祥寺東町 3 - 28 - 3
開園年	昭和 31 (1956) 年	昭和 46 (1971) 年
現園舎竣工年	昭和 43 (1968) 年 築 53 年	昭和 45 (1970) 年 築 51 年
構造	R C 造 地上 2 階建て	R C 造 地上 2 階建て
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
敷地面積	1,419.08㎡	1,224.48㎡
延べ床面積	830.55㎡	573.43㎡
定員	96名	75名

第 2 整備方法

1 南 保 育 園

- ・ 「武蔵野市公共施設等総合管理計画」において、公共施設の更新時期については、日本建築学会発行「建築物の耐久計画に関する考え方」における「目標耐用年数」が60年であることや施設の機能的限界も勘案し、原則築後60年とすることが妥当としている。
- ・ 目標耐用年数まで残り7年となっており、「更なる延命化」の可能性も含め、適切な更新時期を見定めるために、令和2年12月にコンクリートの健全度調査を実施した。この結果、圧縮強度は所定の基準を満たしていたが、局所的に中性化が進んでいる箇所があり、このまま中性化が進行すると、鉄筋に達するまでにかかる時間は約8年（令和11年（築後61年）まで）との推定結果が出された。
- ・ 改修工事により、中性化の進行を遅らせる対応は可能であるが、中性化が鉄筋に達する時期と更新時期とが一致していることから、推進本部会議での検討の結果、公共施設等総合管理計画に定められている目標耐用年数をもって施設の「**改築**」による整備を行うこととする。

2 東 保 育 園

- ・ 「武蔵野市公共施設等総合管理計画」における公共施設の更新時期についての検討結果を参考とし、更新時期は原則築後60年とする。
- ・ 目標耐用年数まで残り9年となっており、「更なる延命化」の可能性も含め、適切な更新時期を見定めるために、令和3年3月にコンクリートの健全度調査を実施した。この結果、圧縮強度は所定の基準を

満たしていたが、局所的に中性化が進んでいる箇所があった。

- ・ その後、令和３年４月に中性化が進んでいる箇所のコンクリートの一部を破壊し、目視で確認する鉄筋腐食度調査を実施した。この結果、鉄筋に腐食がなく、メンテナンス等を行うことで目標耐用年数までの使用に問題がないことが確認できた。
- ・ 目標耐用年数まで残り９年となっていること、コンクリートの強度について問題がないことから、目標耐用年数をもって施設の「改築」による整備を行うこととする。

第３ 改築の流れ

- ・ 両保育園の存する吉祥寺地域は、移設して新たに保育園を建築する土地の取得が困難であることから、両保育園ともに現園舎を解体し、同敷地に新園舎を建築することとする。
- ・ 保育を行いながら同一敷地内で改築工事をするのは、敷地の面積、騒音、園児の安全性等の面から解決すべき課題が多いため、現園舎の解体中及び新園舎の建築中は、別敷地に仮設園舎を建築し、保育を行うこととする。
- ・ それぞれ別に仮設園舎の建築場所を確保することが困難であること、一連の整備とした方が仮設園舎の建築及び解体に係る費用を抑えることができることから、仮設園舎は両保育園で使用する。
- ・ 仮設園舎は、南保育園、東保育園の順で使用する。
- ・ 仮設園舎の建築場所については、南保育園からの距離、敷地面積、工事車両の通行、工事資材の搬出入、公園北側の遊戯場としての利用等を検討した結果、南町苗木畑公園（吉祥寺南町４丁目１６番）とする。
- ・ 仮設園舎の建築にあたり南町苗木畑公園の該当部分を一時廃止し、両保育園が新園舎で保育を開始した後、仮設園舎を解体し、再度、市立公園として現状復旧を行うこととする。
- ・ これから両保育園の入園を検討している児童及び整備期間中に両保育園を利用することとなる児童の保護者並びに南町苗木畑公園の周辺住民に対して、丁寧の説明していく必要がある。



第4 改築に向けてのスケジュール

- ・ 新園舎の基本設計・実施設計、仮設園舎の建築工事、現園舎の解体工事、新園舎の建築工事のスケジュールは、別紙のとおりとする。
- ・ 新園舎の建築に係る工程は、以下のとおり行う。
 - ① 公園を廃止し、遊具の撤去、整地等の工事を行う。
 - ② 仮設園舎を南町苗木畑公園に建築する。
 - ③ 南保育園を仮設園舎に移転する。
 - ④ 現南保育園舎を解体し、同敷地に新施設を建築する。
 - ⑤ 南保育園を新園舎に移転する。
 - ⑥ 東保育園を仮設園舎に移転する。
 - ⑦ 現東保育園舎を解体し、同敷地に新施設を建築する。
 - ⑧ 東保育園を新園舎に移転する。
 - ⑨ 仮設園舎を解体し、再度、公園として原状復旧する。

- ・ これから両保育園の入園を検討している児童及び整備期間中に両保育園を利用することとなる児童への影響を考慮し、改築工事の着工の6年前である今年度にスケジュール等の整備方針（本方針）を策定及び公表し、来年度以降に必要な調査等を行い、整備に関するより詳細な計画を策定する。

第5 今後の整備計画における検討事項

- ・ 整備後の両保育園（以下「新保育園」という。）について、今後の未就学児の人口動向、保育ニーズを考慮し、定員をどう設定するか。
- ・ 医療的ケア児への対応、保育園型福祉避難所としての機能等、新保育園に新たな機能をどう盛り込むか。

第6 協会との関係

- ・ 南保育園の改築は市が行い、東保育園の改築は協会が行う。必要に応じ、連携する。
- ・ ①公園の撤去、②仮設園舎の建築及び解体、③公園への原状復旧は、市の費用負担で行う。
- ・ 東保育園の仮設園舎としての使用に係る協会の費用負担は、無償とする。
- ・ 東保育園の改築については、以上の検討を踏まえ、協会における理事会等を経て、決定されるものとする。